

厚生労働省告示第三百二十五号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第二十条第二号ト及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第二十条第三号ト並びに診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示を次のように定め、令和三年九月一日から適用する。

令和三年八月三十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示

（療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部改正）

第一条 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成十八年厚生労働省告示第一百七号）の一部を次の表のように改正する。



ンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポン  
プ阻害剤、H<sub>2</sub>遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製  
剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤  
、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルス  
コポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・  
グリシン・L・システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、  
エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行って  
いる患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場  
合に限る。）、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流  
を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用  
する場合に限る。）、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘ  
パリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アポモルヒ  
ネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤  
、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人  
免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬  
、エダラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する  
場合に限る。）、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー  
酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤  
、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イ  
キセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカ  
チバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモ  
ルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド 1  
受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステル  
ナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、  
プロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダ  
ーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデ  
ユルスルファーゼ製剤、イミグルセラゼ製剤、エロスルファ  
ーゼ アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ  
アルファ製剤、ベラゲルセラゼ アルファ製剤、ラロニダー  
ゼ製剤、メボリズマブ製剤、オマリズマブ製剤（季節性アレ  
ルギー性鼻炎の治療のために使用する場合を除く。）、テデユグ

ンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポン  
プ阻害剤、H<sub>2</sub>遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製  
剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤  
、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルス  
コポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・  
グリシン・L・システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、  
エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行って  
いる患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場  
合に限る。）、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流  
を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用  
する場合に限る。）、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘ  
パリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アポモルヒ  
ネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤  
、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人  
免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬  
、エダラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する  
場合に限る。）、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー  
酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤  
、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イ  
キセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカ  
チバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモ  
ルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド 1  
受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステル  
ナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、  
プロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダ  
ーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデ  
ユルスルファーゼ製剤、イミグルセラゼ製剤、エロスルファ  
ーゼ アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ  
アルファ製剤、ベラゲルセラゼ アルファ製剤、ラロニダー  
ゼ製剤、メボリズマブ製剤、オマリズマブ製剤（季節性アレ  
ルギー性鼻炎の治療のために使用する場合を除く。）及びテデユ

ニ  
（略）  
ルチド製剤及びサトラリズマブ製剤

ニ  
（略）  
グルチド製剤

(特掲診療料の施設基準等の一部改正)

第二条 特掲診療料の施設基準等(平成二十年厚生労働省告示第六十三号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇<sup>けつ</sup>注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 (略) テデュグルチド製剤 サトラリスマブ製剤</p>	<p>別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇<sup>けつ</sup>注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 (略) テデュグルチド製剤 (新設)</p>